（様式３）

令和 　年　 月 　日

誓約書

大阪広域水道企業団　南部水道事業所長 宛

所　在　地

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者名 | ㊞ |

小水力発電事業者募集応募申込書の提出にあたって、次の各号の条件をすべて満たしていることを誓約します。

なお、この誓約が事実と相違する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴企業団が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

ア　次の１)から７）までのいずれにも該当しない者であること。

１）成年被後見人

２）民法の一部を改正する法律（令和11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

３）被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

４）民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

５）営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

６）破産者で復権を得ない者

７）地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ　民事再生法（令和11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（令和14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（様式３　裏面）

ウ　大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。

エ　大阪府の区域外に事業所を有する者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業

年度の都道府県に係る徴収金を完納していること。

オ　消費税及び地方消費税を完納していること。

カ　本要領掲載の日から開札の日までの期間において、次の１）から３）のいずれにも該当しない者であること。

１）　大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は

同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当

し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

２）　大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者

又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に

該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

３）　企業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（本要領掲載

の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

※ グループで応募する場合、構成員全てが各１通作成して提出してください。